転所(園)等希望届の提出時の注意事項

【他の保育施設等(認定こども園保育利用、2・3号認定を含む)への転所を希望】した場合

- ① 選考の上で転所(園)の可否を決定します。1次選考の結果通知は令和8年2月上旬頃、郵送で通知します。 1次選考で保留となった場合は、2次選考の対象となります。2次選考の結果通知は令和8年3月上旬頃、郵 送で通知します。2次選考でもなお、保留となった場合は現在利用中の保育施設等で継続利用となります。 ただし、2歳児クラス満了の場合において転所(園)できなかった場合は、継続の利用ができません。
- ② 希望保育施設等の変更や追加については、保育課窓口または電話でも受付します。 変更や追加の締切日…1次選考→令和7年12月16日(火)、2次選考→令和8年1月23日(金)
- ③ 転所(園)内定した場合、現在利用中の保育施設を継続することはできません。
- ④ 転所(園)内定後に**辞退**や申請の**取下げを**した場合は、現在利用中の保育施設を継続することはできません。
- ⑤ 認定こども園(保育利用、2号・3号認定)及び地域型保育への転所(園)を希望する場合は、転所(園)希望届を提出する前に希望の保育施設等の見学及び面接が必要です。
- ⑥ 決定となった保育施設等で入所説明会や慣らし保育などがありますので、就労等の時間の調整をしてくだ さい。
- ⑦ 市外保育施設等を希望する場合、春日部市を通じて申込先の市区町村にお手続きが必要です。また、市区町村により申請締切日が異なります。申込先の市区町村担当課へご確認いただき、当該市区町村の**締切日** の1週間前までに春日部市役所保育課へ提出してください。

必要書類等についてもあわせてご確認の上、余裕をもってお申込みください。

【認定こども園(幼稚園利用、1号認定)または幼稚園の利用を希望】した場合

① 利用を希望する各施設での手続き(願書の提出等)も必要です。 幼稚園利用・1号利用の保育料は原則無償です。詳しくは市HPに掲載しておりますのでご確認ください。

【保育の実施を希望しない(3月末で退所する)】場合

① 令和8年4月以降は、現在利用中の保育施設等を継続することができません。